

## ○常総市外部公益通報に関する規程

令和6年12月23日  
訓令第7号

### (趣旨)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市に対して行われる法第3条第2号及び法第6条第2号に掲げる公益通報（以下「外部公益通報」という。）に適切に対応するため必要な体制の整備その他の必要な措置について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(外部公益通報対応責任者等)

第3条 外部公益通報に係る受付、調査、措置その他の事務を統括するため、外部公益通報対応責任者を置く。

2 外部公益通報対応責任者は、総務部長をもって充てる。ただし、外部公益通報の内容について、総務部長が第11条第1項各号のいずれかに該当する場合には、市長が指名する者をもって充てる。

### (通報窓口等)

第4条 外部公益通報及びこれに係る相談を受けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。

2 通報窓口は、通報対象事実に係る通報及びこれに係る相談を受けたときは、速やかに通報対象事実に係る事務を所掌する課（以下「所管課」という。）にこれを引き継ぐものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、通報対象事実に係る通報及びこれに係る相談が、通報窓口以外の所管課になされた場合にあっては、当該所管課がこれを受け取ることができる。

### (通報の方法等)

第5条 外部公益通報は、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した文書、電子メール又は面談によるものとする。この場合において、次に掲げる通報は、これを受け付けないものとする。

- (1) 不正の目的でなされたことが明らかである通報
- (2) 外部公益通報に該当しないことが明らかである通報
- (3) 匿名による通報

### (通報の受付等)

第6条 所管課の長は、通報対象事実に係る通報及びこれに係る相談を受けたとき又は第4条第2項の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、その内容を審査し、外部公益通報として受け付けるか否かを決定の上、その旨を当該通報をした者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

2 所管課の長は、当該外部公益通報に係る通報対象事実に関し、市が処分、勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、通報者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実に関する処分、勧告等を行う権限を有する行政機関を教示しなければならない。

#### （調査の実施）

第7条 所管課の長は、前条第1項の規定により、外部公益通報を受け付けたときは、遅滞なく、必要かつ相当と認める方法により調査を開始するものとする。

2 当該外部公益通報に係る所管課が複数ある場合にあっては、各所管課の長は、連携して調査を行うなど、相互に協力しなければならない。

3 所管課の長は、第1項の規定による調査が終了したときは、外部公益通報対応責任者に報告するものとする。

#### （措置の実施）

第8条 所管課の長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく処分その他適当な措置をとらなければならない。

2 所管課の長は、前項の規定による措置の内容及び当該措置に基づく是正の結果を外部公益通報対応責任者に報告するものとする。

#### （結果等の通知）

第9条 所管課の長は、第7条の規定による調査の結果並びに前条の規定による措置の内容及び是正の結果について、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

#### （事務の協力）

第10条 所管課の長は、外部公益通報に関して他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

#### （利益相反の排除）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、外部公益通報への対応に関与してはならない。

（1）法令違反等の発覚や調査の結果により不利益を受ける者

- (2) 通報者又は当該外部公益通報に係る通報対象事実に関する者と3親等以内の親族関係にある者
  - (3) 公正な調査その他適正な外部公益通報の処理をする上で不適当と認められる者
- 2 外部公益通報に関する職員は、外部公益通報の処理に着手する時点で、自らが前項各号のいずれにも該当しない旨を確認し、そのいずれかに該当する場合には、外部公益通報対応責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた外部公益通報対応責任者は、当該報告をした者が第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該報告をした者を当該外部公益通報への対応に関与させてはならない。

(秘密の保持等)

第12条 外部公益通報及びこれに係る相談に関する職員は、通報者の保護を図るため、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、外部公益通報及びこれに係る相談の処理に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

- 2 外部公益通報及びこれに係る相談に関する職員は、当該外部公益通報及びこれに係る相談に関する者の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の権利の保護に十分配慮しなければならない。
- 3 外部公益通報及びこれに係る相談に関する職員は、当該外部公益通報及びこれに係る相談に関する秘密を漏らしてはならない。当該職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。